



# 消費生活

# サポーター通信

令和5年度第6号

今月のテーマ

## エステティックサービスの契約に注意!

### 事例



- ・脱毛のお試しの広告を見て、脱毛サロンへ行った。
- ・カウンセリングを受けると『30万円の5年間通い放題コースがキャンペーン中でお得』だと勧められ契約した。
- ・数回通ったが、効果がなく、中途解約を申し出たところ、「キャンペーン価格の契約なので、返金はいけません。」と言われた。
- ・まだ数回しか通っていない。解約し、残りの分の返金はいけないのか。

### アドバイス

## 長期間の契約は慎重に!



- 「お試し施術」「月額〇〇円」など、低価格の広告をうのみにしない
- 強引な勧誘はきっぱりと断る
- 契約内容をよく確認する

中途解約や返金の条件をよく確認しましょう。  
「通い放題」コースは、詳細をよく理解してから契約しましょう。

### ※中途解約できる場合があります

エステティックサービスは『特定継続的役務提供』の対象です。5万円を超え一定期間利用する契約は**中途解約**ができます。

エステに関する  
20代以下の相談が全体の7割!!  
男性の脱毛等の相談も増加!!



### 特定継続的役務提供とは

- ・特定商取引法で以下の7つの役務が対象とされています。  
エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室
- ・クーリングオフ制度が利用できます。
- ・契約期間内であれば理由を問わず、中途解約することができます。
- ・中途解約の際、支払い過ぎの金額がある場合には返金してもらうことができます。
- ・詳しくは「特定商取引ガイド」をご覧ください。

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/>



### ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや  
**188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和5年9月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から  
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
(消費者教育推進大使)  
アルミちゃん  
☎(TEL. 017)